

弾正幼稚園建築設計業務 公募型プロポーザルの質問回答書

No.	質問項目 質問内容	回答
1	<p>プロポーザル実施要領 2 業務概要 (2) P 1</p> <p>都市計画法による手続き、建築確認申請の手続き期間は工期内と考えてよろしいでしょうか。 (別途行われる農地転用、許可申請の手続きの工程イメージを教えてください。)</p>	<p>建築確認申請の手続きは工期内に含みません。 農振農用地除外申請手続きは、令和3年9月に申請を行う予定です。また、農地法第5条第1項の規定による許可申請手続きは、令和4年度当初に行う予定です。</p>
2	<p>プロポーザル実施要領 2 業務概要 (2) P 1</p> <p>上記に係る手数料は、設計料に含まれていないと考えてよろしいですか。</p>	<p>含まれません。</p>
3	<p>特記仕様書 第2 業務仕様 3. 業務の内容及び範囲 P 4</p> <p>⑧住民説明会は、何回行う予定でしょうか。</p>	<p>1回から2回程度を予定しています。</p>
4	<p>特記仕様書 第2 業務仕様 4. 業務の実施 (4) P 5</p> <p>概算工事費の提出時期について、事務局が別途指示する日というのは、設計業務が始まってから指示いただくと考えてよろしいですか。</p>	<p>設計業務の開始後に事務局から提出時期について指示させていただきます。</p>
5	<p>特記仕様書 別添 1 本巣市弾正幼稚園定員 (見込)</p> <p>備考欄において要求室面積が記載されていますが、壁芯面積もしくは有効 (内法) 面積のいずれかご教示ください。</p>	<p>壁芯面積ですが、各保育室の有効面積は、岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (保育所) を満たすものとしします。</p>

No.	質問項目	回答
	質問内容	
6	様式3	業務実績は、竣工または実施設計を完了した業務とします。なお、これに関連する様式3及び様式4について、備考1に「令和2年3月31日までに」と記載がありますが、「令和3年3月31日までに」へ訂正させていただきます。
	備考欄に「業務実績は竣工または実施設計を完了した業務」と「対象施設が完成した設計業務」と2通り記載があるが、「業務実績は竣工または実施設計を完了した業務」と考えてよろしいでしょうか。	
7	様式3	特に指定はありません。
	業務実績に記載する施設の概要が確認できる図面等はサイズ、枚数の指定がありますでしょうか。	
8	特記仕様書 第2 業務仕様 3. 業務の内容及び範囲 (2) P4	省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務については、業務の範囲に含めないものとなりますので、特記仕様書について訂正を行います。
	④省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務とあるが、建築物エネルギー消費性能適合判定(省エネ適判)のことでしょうか。その場合、適合判定通知書を受領するまでが業務範囲でしょうか。また審査機関への審査手数料は委託料に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	
9	特記仕様書 第2 業務仕様 3. 業務の内容及び範囲	建築確認申請、開発申請は今回の業務においては範囲外とします。
	業務の内容及び範囲に記載のない、建築確認申請、開発申請は業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	

No.	質問項目	回答
	質問内容	
10	審査について	2次審査時に、1次審査基準の得点を加算します。
	2次審査時に、1次審査基準の得点は加算されると解釈してよろしいでしょうか。	
11	事務所の業務実績について	配点に違いはありません。
	受注形態が単独、JVまたは協力の違いは、配点においても違いはあるでしょうか。	
12	管理技術者・主任技術者の業務実績について	認めます。なお、従事したことの分かる書面等の提出は必要ありません。
	主任技術者を協力事業所に所属する者とした場合、協力事業所としての参画も実績として認められますか。 また、協力事務所として従事したことの分かる書面等は必要でしょうか。	